

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

以下のとおり公表します。
平成25年5月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 賢三郎
分任契約担当役 国立能楽堂部長 五十嵐 晃
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 桜井 弘

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応募 者数	
新国立劇場(中劇 場)舞台機構主舞 台追昇降用ガイド ローラー整備工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木賢三郎/ 東京都千代田区隼 町4-1	平成25年5月14日	森平舞台機構株式 会社/東京都台東 区花川戸2-11-2	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	28,619,000	26,250,000	91.7%					
新国立劇場(中劇 場)舞台吊物機構 滑車等更新工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木賢三郎/ 東京都千代田区隼 町4-1	平成25年5月14日	森平舞台機構株式 会社/東京都台東 区花川戸2-11-2	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	5,445,000	4,935,000	90.6%					
新国立劇場(中劇 場)舞台機構設備 基板改修工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木賢三郎/ 東京都千代田区隼 町4-1	平成25年5月14日	森平舞台機構株式 会社/東京都台東 区花川戸2-11-2	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	34,350,000	31,500,000	91.7%					
新国立劇場(中劇 場)舞台音響設備 整備工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木賢三郎/ 東京都千代田区隼 町4-1	平成25年5月16日	ヤマハサウンドシ ステム株式会社/ 東京都中央区日本 橋箱崎町41-12	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	139,983,000	118,650,000	84.8%					
新国立劇場(オペ ラ劇場)舞台機構 設備基板改修工事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木賢三郎/ 東京都千代田区隼 町4-1	平成25年5月17日	三菱重工メカトロシ ステムズ株式会社 /兵庫県神戸市兵 庫区小松通5-1-16	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	75,230,000	72,830,730	96.8%					

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

以下のとおり公表します。
平成25年5月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 賢三郎
分任契約担当役 国立能楽堂部長 五十嵐 晃
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 桜井 弘

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応募 者数	
平成25年度国立 文楽劇場船底迫等 床機構設備改修工 事	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立文楽劇場部長・ 桜井弘／大阪府大 阪市中央区日本橋 1-12-10	平成25年5月29日	三精輸送機株式会 社／大阪府吹田市 江坂町1-13-18	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)	59,634,750	59,419,500	99.6%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。